

## 小松島市木造住宅耐震化促進事業

市住宅課では、市内にある木造住宅の耐震診断や、診断により大規模な地震で倒壊の可能性があると診断された住宅の耐震改修に要する費用の一部を補助、また減災化対策についても支援しています。(次の①~⑦の支援制度があります。)

### ①耐震診断支援事業

平成12年5月31日以前に着工された木造住宅(空家も含む)で、次の要件を全て満たすものが対象です。

◎在来軸組構法・伝統的構法・枠組壁工法等による住宅(丸太工法やプレファブ工法は除く)

◎地上3階までの住宅(戸建、長屋、併用住宅および共同住宅で貸家を含む)

■受付期限 12月22日(金)まで ※土日祝日は除く

■自己負担金 一戸建て:3千円/二戸建て以上(共同住宅など):6千円

■申込方法 ご希望の方は、建物の登記簿謄本または建築確認通知書等とはんこをご持参の上、お申し込みください。  
(共同住宅などの場合は、居住者全員の同意が必要です。)

**補強計画** 耐震診断の結果、評点が1.0未満と診断された場合、耐震性を向上させる補強方法、概算工事費等の提案を受けることができます。

・耐震シェルター設置や住替え(除却)を予定の方はお申し込みできません。

・耐震診断を受けられた時期が平成25年度以前の場合は耐震診断から行う必要があります。

■自己負担金 6千円

### ②木造住宅耐震改修支援事業(本格改修)

改修後の上部構造評点を1.0以上とする耐震改修工事(建て替え工事は該当しません。)費用を補助します。

平成12年5月31日以前に着工した木造住宅で、次の要件を満たすものが対象です。

◎市が指定する木造住宅耐震診断で、改修前の上部構造評点が1.0未満と診断された住宅

**必須  
事項** ●高さ1.5m以上の家具を固定する工事をあわせて実施 ●のぼり旗設置や見学会等への協力  
●県登録の施工者等が施工 ●分電盤タイプの感震ブレーカーの設置

■補助金額 耐震改修工事費の5分の4以内(最大100万円)+感震ブレーカー設置費用(10万円)を補助します。

**奨励リフォーム補助  
(追加補助)** ②の耐震改修工事とあわせてリフォーム工事を同時に施工し、125万円を超える場合には、  
最大15万円を補助します。※計算方法(総工事費-補助金額×1.25)×1/5

### ③耐震シェルター設置支援事業

耐震シェルターを設置する工事または耐震ベッドを設置する工事費用を補助します。

平成12年5月31日以前に着工した木造住宅で、次の要件を満たすものが対象です。

◎市が指定する木造住宅耐震診断で、改修前の上部構造評点が1.0未満と診断された住宅 ◎現在居住している住宅

**必須  
事項** ●高さ1.5m以上の家具を固定する工事をあわせて実施 ●啓発モニターとしての協力(シェルターの場合)  
●県登録の施工者等が施工

■補助金額 耐震シェルター:補助対象工事費の5分の4以内(最大80万円)を補助します。

耐震ベッド:補助対象工事費の5分の4以内(最大40万円)を補助します。

### ④住まいのスマート化支援事業

耐震改修支援事業または耐震シェルター設置支援事業とあわせて行うスマート化工事費用を補助します。

耐震改修支援事業または耐震シェルター設置支援事業とあわせて行うことが要件です。

**必須工事** ●ICTやAIを活用した設備を設置するスマート化工事

■補助金額 補助対象工事費の3分の2以内(最大30万円)を補助します。

### ⑤住宅の住替え支援事業

耐震性のない木造住宅からの建替えや住替えに伴う除却費用を補助します。

昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅で、次の要件を満たすものが対象です。

◎市が指定する木造住宅耐震診断で、上部構造評点が0.7未満と診断された住宅 ◎現在居住している住宅

**必須工事** ●住宅の全てを除却する工事 ●解体業者が施工

■補助金額 補助対象経費の5分の2以内(最大30万円)を補助します。